

君津中央病院企業団議会

令和4年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和4年12月9日をもって令和4年12月20日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

2番 渡辺厚子、3番 田中幸子、4番 高橋 明、5番 橋本礼子、7番 福原敏夫、
8番 山田重雄、9番 小泉義行、10番 緒方妙子、11番 根本駿輔、12番 花澤一男

欠席議員

1番 石井 勝、6番 中川茂治

2 職務のために議場に参加した職員は次のとおりである。

庶務課主幹 玉川智久

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 在原昌秀、監査委員 磯貝睦美、病院長 海保 隆
事務局長 竹下宗久、事務局次長 佐伯哲朗、庶務課長 國見規之、人事課長 石井利明
医事課長 重信正男、管財課長 相原直樹、財務課長 小柳洋嗣、経営企画課長 中園倫弘
病院長代理兼患者総合支援センター長 畦元亮作、副院長兼学校長 木村博昭
副院長 柳澤真司、分院長 田中治実、医務局長 北村伸哉、医療技術局長 児玉美香
看護局長 金綱はるみ

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第3号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第4号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第5号 公益的法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第6号 君津中央病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・議案第7号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・議案第8号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・議案第9号 専決処分(第4号)の承認を求めることについて
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・議案第10号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第4号)
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)

(午後1時30分開会)

<議長>

皆さん、こんにちは。

お忙しいところご参集いただきましてご苦労さまでございます。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は10人でございます。

本日、石井議員、及び中川議員から欠席の届けが出ておりますので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、令和4年12月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、田中企業長から招集のご挨拶をお願いします。

田中企業長。

<企業長>

12月議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末の公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、袖ヶ浦市議会より選出されました緒方妙子議員並びに根本駿輔議員におかれましては、当企業団議会議員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。今後とも企業団の運営にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

まず初めに、当院で発生したクラスターについて報告させていただきます。

新型コロナも、11月初旬から第8波に突入し、当院においても11月9日に7階東病棟において、入院患者9名、職員8名の感染が判明、クラスターを宣言しましたが、11月24日をもって収束いたしました。しかし、その前日の11月23日には、5階西病棟で入院患者11名、職員2名が感染、新たなクラスターが発生いたしました。12月5日に収束しました。

次に、現在のコロナ陽性患者の入院状況ですが、県が病床確保フェーズを2Bに引き上げたことに伴い、当院も11月28日から確保病床を25床から36床へと増床いたしました。入院患者数は一時は20名以上に増加しましたが、最近は一桁台で推移しております。

また、近隣の医療機関や施設におきましても、第8波の猛威により多数のクラスターが発生していま

すが、当院感染制御室が出向き、感染拡大防止対策の指導を行っております。今後も、感染予防の意識を一層高め、地域の中核医療機関として良質で安全な医療の提供に努めてまいります。

次に、君津医療圏における二次救急医療体制について報告させていただきます。現在、君津医療圏における二次救急輪番病院は11病院ありますが、2024年4月から適用される、医師の働き方改革により、そのうち幾つかの病院においては、大学病院からの派遣医師の引上げが予測され、二次輪番に参加する病院が減少し、二次救急医療体制に問題が生じる可能性があります。

企業団といたしましても、君津医療圏の救命救急医療体制の維持に努めてまいり所存ですので、各議員の方々におかれましても、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の定例会では、提案議案としまして職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、それに関連する条例の一部改正及び廃止する条例の制定など、計8件のほか、専決処分第4号及び補正予算第4号を上程させていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

次に、諸般の報告をいたします。

このたび、袖ヶ浦市の選出議員に異動がありました。笹生猛議員並びに山下信司議員が辞職されたため、後任に緒方妙子議員並びに根本駿輔議員が選任されました。それでは、ただいまの順で自席にて就任のご挨拶をお願いします。

<10番 緒方妙子議員>

皆様、こんにちは。袖ヶ浦市議会の緒方と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

<11番 根本駿輔議員>

皆様、こんにちは。同じく袖ヶ浦市議会の根本駿輔と申します。よろしくお願いいたします。

<議長>

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定

日程第1、議席の指定を行います。

議席は議長において指定します。緒方妙子議員を10番、根本駿輔議員を11番と指定いたします。

日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から田中幸子議員及び根本駿輔議員を指名します。

日程第4 議案の上程

日程第4、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は10件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご承知願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、定年等の制度を改めるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、必要な事項を定め、併せて失職の特例を定めるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第3号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第5号 公益的法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 君津中央病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

及び、議案第7号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

以上の5議案については、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第8号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い再任用制度が開始されるため、条例を廃止するものです。

次に、議案第9号 専決処分（第4号）の承認を求めることについては、大佐和分院における患者給食の安定的な提供体制を確保するため、令和5年度から患者給食業務を外部委託することとし、また、君津中央病院保育所運営業務において、当初想定していた定員を超える入所希望があり、令和5年4月からの定員数を見直す必要が生じました。

これらの業務は、人員確保等の準備期間を一定程度設ける必要があり、予算措置に急務を要したため、令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）を令和4年11月7日に専決処分したので、報告し承認を求めるものです。

次に、議案第10号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第4号）については、新型コロナウイルス感染症関連補助金の申請による国県補助金の増額、分院事業における資本的収支不足額に対する補てん財源の変更、令和5年度の都市ガスを入札で調達するための債務負担行為の設定を行うものです。

以上で提案理由の説明を終了します。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

ここでお諮りします。議案第1号から議案第8号については、関連議案であることから一括して補足説明、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第1号から議案第8号について一括して補足説明、質疑を行います。

それでは、議案第1号から議案第8号までを議題とします。

事務局に一括して補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、令和5年度から公務員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなりました。企業団におきましても、関係条例の整備をこの12月議会で上程しようとしております。

構成市では、既に9月議会において改正案が議決されておられるところ、あるいは、この12月議会で上程されているところがあると伺っておりますので、改正の概要等につきましては、既にご存じのこととは存じますが、改めてご説明させていただきます。

企業団での内容といたしましては、7つの条例の一部を改正する条例案、そして一つの条例を廃止する条例案となります。これら8つの条例案について、ただいまご案内のとおり、一括してご説明をさせていただきます。

資料は議案説明資料の1ページをお開きください。

初めに、議案第1号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

改正の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、定年等の制度を改めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。その改正の内容でございますが、まず、1点目は、定年年齢を65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入いたします。

続いて、2つ目といたしまして、令和13年度までの段階的な定年年齢の引上げ及び情報提供・意思確認制度に関する規定を附則に加えようとするものでございます。

3点目は、勤務延長に関する経過措置、暫定再任用制度及び令和4年度中の情報提供・意思確認の対象とする職員の年齢について、改正附則に規定しようとするものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。ただし、改正附則第11条の規定、令和5年度に60歳を迎える職員に対する令和4年度中の情報提供、意思確認に係る規定は公布の日としたいと考えております。

資料をめくっていただきまして、2ページから11ページまでは、ただいまご案内の条例案の新旧対

照表となっております。併せてご参考にいただければと存じます。

続きまして、資料は12ページをご覧ください。

議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、降給、分限等について必要な事項を定め、併せて失職の特例を定めるため条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容でございますが、まず、1点目は定年年齢の引上げに伴い、降給の種類及び事由並びに分限の手続に関する規定を整備しようとするものでございます。

2つ目は、今回の定年引上げとは直接関係しておりませんが、失職の特例といたしまして、過失による公務、または通勤に係る罪で、刑の執行が猶予された者について、情状を考慮し必要と認める場合は失職しないものとする規定を追加しようとするものでございます。この2点目に関しましては、ただいま申し上げたとおり、定年の引上げとは直接関係しておりませんが、今回の人事関係の改正の検討の中で構成市あるいは他の自治体と照らし合わせて規定が足りないと判断したため、今回の機会を併せて改正しようとするものでございます。

これらの施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。ただし、失職の特例に関する規定につきましては、公布の日としたいと考えております。

続きまして、資料は18ページをお開きください。

議案第3号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の理由につきましては、先ほど2点の改正案と同様、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、60歳到達後の給料月額7割措置の適用に伴い、発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なる場合、減給額の上限を現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1相当額にとどめようとするものでございます。こちらに関しましては、職員の生活保障の観点から、処分を受けた者の減給についての緩和を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、資料は20ページになります。

議案第4号の君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由は、これまでと同じく地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、必要な事項を定めるため条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容でございますが、管理監督職勤務上限年齢制の特例として、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、育児休業及び育児短時間勤務の対象外としようとするものでございます。

こちら、施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第5号 公益法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料は22ページになります。

改正の理由は、これまでの改正案の理由と同様でございます。その内容でございますが、管理監督職勤務上限年齢制の特例として、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、公益的法人等への派遣の対象外としようとするものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

続いて、24ページをご覧ください。

議案第6号 君津中央病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、これまでの改正案と同様でございます。その内容でございますが、公表の対象となります職員の除外規定から除く職員の規定において、引用する条文を改正後の地方公務員法の規定に合わせようとするものでございます。

施行日は令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、資料の26ページをご覧ください。

議案第7号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、これまでの改正案と同様でございます。その内容につきましては、3点。

まず、1点目は条例の対象となる職員に関する規定、及び適用除外となる職員に関する規定において引用する条文を改正後の地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の規定に合わせて整備しようとするものでございます。

2点目は、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用される給料月額を60歳前の7割とする措置については、管理規程で定める旨を附則に加えようとするものでございます。

3つ目は、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、現行の再任用職員と同様に、適用除外規定の対象とする旨を改正附則に規定しようとするものでございます。

施行日につきましては、これまでと同じ令和5年4月1日を予定しております。

本件、最後になります。資料は29ページをご覧ください。

議案第8号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。廃止の理由につきましては、これまでの改正案と同様でございます。地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、再任用制度が廃止されるため、これに関わる条例を廃止しようとするものでございます。

こちら施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

以上、7つの条例と一部改正案、そして、1つの条例を廃止する条例案の説明は以上となります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第4号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第5号 公益的法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第6号 君津中央病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第7号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第8号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 専決処分(第4号)の承認を求めることについてを議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第9号 専決処分(第4号)の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

資料は提出議案説明資料の30ページをご覧ください。

まず、項番1、専決処分の理由についてでございます。こちらは対象となる業務が2点ございます。

1点目は、大佐和分院の患者給食業務でございます。当該業務につきましては、これまで直営で行ってまいりましたが、調理員の欠員補充が困難な状況となっております。患者給食の安定的な提供体制を確保するため、令和5年4月から当該業務を外部委託することとしたものでございます。

2点目は、君津中央病院保育所運営業務委託でございます。当該業務につきましては、当初予算におきまして、債務負担行為を設定したところでございますが、当初予算で想定しておりました定員を超える入所希望があったことから、定員数を見直す必要が生じたものでございます。

これら2つの業務につきましては、委託業者の人員確保等の準備期間を一定程度設ける必要があることから、早期に契約締結する必要があり、予算措置に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

項番2の専決処分の内容についてでございます。こちらは令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

項番3の専決処分日につきましては、令和4年11月7日でございます。

それでは、引き続き補正予算（第3号）の内容につきまして補足でご説明申し上げます。

資料は、31ページをご覧ください。

上段の枠囲いの中で概要をお示ししてございますが、まず、1点目は大佐和分院患者給食業務、そして2点目は保育所運営委託を、それぞれ説明するものでございます。

まず1点目、大佐和分院患者給食業務につきましては、先ほど専決処分の理由でお伝えしたとおりでございます。

続く保育所運営業務委託につきましては、当初予算では、定員80名を想定していたところでございますが、これを超える入所希望があったことから、定員数を令和5年4月から9月までは90名に、そして同年の10月以降は100名に見直すことに伴いまして、債務負担行為の限度額を増額するものでございます。

続く大きな項番1でお示ししてございますのは、債務負担行為の内容でございます。（1）の追加の案件といたしましては大佐和分院患者給食業務委託でございます。こちら、期間は令和5年度、その限度額は2,783万2,000円でございます。

項番2、（2）番の変更案件といたしましては保育所運営業務委託でございます。期間については変更はございません。限度額が当初予算の3億8,472万9,000円から、4億6,960万2,000円と増額変更しようとするものでございます。

専決処分第4号の承認を求めることについての説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

それでは、何点かお聞きいたします。

まず、大佐和分院の給食業務の件なんですが、本来配置すべき職員、調理員何人で現状と言いますか、どのくらい欠員状態になっているのか、まず教えてください。

<議長>

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

現在3名の職員が業務に当たっていきまして、そのうち1名が欠員となっておりまして、ほかにも退職を希望している職員が出ております。

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

調理員の欠員と言いますか、人材確保につきましては、もしかしたら本院も課題を抱えているのかなというのは、過去の議会でも数年前にお尋ねさせていただいたと思うんですね。今もホームページでトップ画面のバナーの大きさも、ほかの募集よりもちょっと大きく取って募集をかけていらっしゃると思いますので、これは全体としての課題なのかなとは思いますが、来年度からの外部委託をすることで、この心配が全くなくなるんだろうと期待はするんですが、この業界と言いますか、委託先というのは、この調理に関わる人材確保が得意な事業所なのか、そういう職種に限らず、全体としていろんな雇用の面で、人材確保できる事業所に委託をするのか、その辺はまだ決まっていらないかと思うんですが、この委託先に期待できる部分というのは、委託したら、もう安定的に大丈夫というふうに期待していいものなのか、ちょっとざっくりとでも教えていただけたらありがたいです。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

ただいまのご質問の中にもありましたが、本院のほうについても、まず調理員不足気味であることは現在までも変わりございません。大佐和分院で欠員が生じたときに、本院から応援に行ったりすることでもございまして、本院のほうの人員不足をさらに加速するようなことになっておりまして、今回の大佐和分院につきましては、外部委託に変えるということにしたものでございます。

それを1点目に、まず補足させてください。

外部委託については、病院の中の業務の外部委託、様々ございます、適用しているものが。その中で、今回の給食業務に限って申し上げますと、やはり業界団体の中でも一定の規模や、業務の内容等を満たしているということを認めるような業界団体がございます。

患者給食の受託についても、そういったもので業界団体が構成されているということを2点目にご説明申し上げます。

実は先だって、プロポーザルを行いまして、2社応募がございまして説明を終えたところでございます。そういう点から申し上げますと、患者給食の提供業務を安定的に受託できるような業者、こういったものも審査の中に入れてございますので、そういう意味では、先ほどのご質問の中では、患者給食提供業務をそれなりのサービス、質をもって提供できる業者であって、それも審査の観点として、選ばせていただいているというふうに申し上げていいかと思えます。

最後に補足いたしますと、今回、大佐和分院の給食提供業務を委託する中でいろいろと調べていきますと、この君津医療圏、袖ヶ浦から富津市まで4つの市の中の病院ですね、規模はいろいろございますが、あるいは高齢者施設等で、かなり委託というのが進んでいるということを目の当たりにいたしました。

今回、候補に挙がった、応募いただいた業者の中でも、既に君津医療圏の中である程度業務実績を有

する業者ですので、その点についてもある程度の安心はできるのかなというふうに考えています。

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

ありがとうございました。それでは、もう一つの保育所のほうでお尋ねしたいのですが、この運営業務の予算の中に限度額示されておりますけれども、これは、定員が最終的には、当初80名が100名になるということなんです、施設のハード面での改善というか、そこら辺の改良というのも含められているのでしょうか。そうじゃなくて、ソフト面のみということなのか、その辺はどうなるのでしょうか。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

保育所の施設面でございます。現行の施設では100名程度が入るものとなっておりますので、施設の改良等はございません。人数の変更のみとなっております。

<議長>

ほかに質疑はございませんか。

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

単純にちょっと確認させていただきたいんですけれども、ただいま質問がありました保育のほうに關しまして、この定員数といいますか、入所希望がかなり増えているという背景と、これは今、令和7年度までということなんですけれども、その後の見込みが立っているか教えていただければと思います。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

今回、定員を増やしたということなんですけれども、それにつきましては、当初、令和4年度の予算を算出する際に令和3年10月に調査をいたしました。そのときには、令和4年度中に復帰する職員が12名ということで、現行の園児と合わせて80名ということで、当初、債務負担行為3年間で組んでおりました。その後、単純に言えば妊娠されたことが多くなったということで、令和4年10月に調査した時点では、令和5年度中の復帰する職員が31名、当初令和3年のときよりも、かなり増えたということで、妊娠される職員が多くなったということで定員のほうを増やしております。

この後の傾向につきましては、2年先なのではっきりとは申し上げられないんですけれども、この傾向からいきますと、大体100名で収まるのではないかという予想はしておりますけれども、ちょっと、何分予想のつかないところでございますけれども、100名ということで収まると思っています。

以上でございます。

<議長>

ほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第9号 専決処分(第4号)の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第10号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第4号)についての補足の説明を申し上げます。

資料は、提出議案説明資料の32ページをお開きください。

上段の枠囲いの中で補正予算第4号の概要をお示してございますが、要点は2つございまして、まず、1点目は今回の補正予算は、まず、新型コロナウイルス感染症関連補助金の申請によります国県補助金の増額、そして分院事業におけます資本的収支不足額に対する補てん財源の変更、そして、令和5年度の都市ガスを入札で調達するための債務負担行為の設定を行うこととでございます。

2点目の分院事業におけます資本的収支不足額に対する補てん財源の変更につきましては、38ページからの資料でございます。分院事業に係る補てん財源残高の修正について、でお示しておりますが、分院の補てん財源の内訳を帳簿修正することにより、分院事業の損益勘定留保資金が使用可能となることから、あわせて分院事業の資本的収支不足額の補てんに、これを充てようとする予算の補正を行うものでございます。

こちらは、後ほども補足させていただきます。

それでは、32ページにお戻りいただきまして、項番ごとの内容で補足させていただきます。

まず、項番1、本院事業収益でございます。本院事業収益につきましては、既決予算に対しまして、2億4,297万9,000円を増額補正し、補正後の予算額を228億7,995万円にしようとするものでございます。その内訳は、医業外収益の国県補助金を増額しようとするものでございますが、説明欄をご覧ください。

ただいま、申し上げました国県補助金、こちらにつきましては、総額で2億4,297万9,000円増額しようとするものでございますが、その下に掲げてございまして、全額が千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金に係るものでございます。

対象となる事業メニュー、対象期間及びそれぞれの補助額につきましてですが、まず、病床確保支援事業については、7月から9月分までで2億2,177万8,000円。

続いて、入院患者受入協力金支給事業については、8月、9月分で1,110万円。夜間・休日患者受入体制整備事業として5月の追加分と8月、9月分で590万円。

続いて、自宅療養者等診療体制強化事業で、8月、9月分で285万円。

最後、医療機関設備整備補助事業として、4月から9月までの6か月分で135万1,000円となりまして、先ほど申し上げました額になりますが、増額しようとするものでございます。

続きまして、項番2、分院事業収益でございます。

分院事業収益につきましては、既決予算に対しまして80万円を増額補正し、補正後の予算額を7億6,155万9,000円にしようとするものでございます。

同じく説明欄をご覧ください。この内訳につきましても、医業外収益の国県補助金80万円増額しようとするもので、本院同様に全額が千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金に係るものでござ

います。

対象となります事業、対象期間及び補助額につきましては、自宅療養者等診療体制強化事業といたしまして、7月から9月までの3か月分で80万円となっております。

これら、項番1、項番2の内容から本院、分院の各事業、いずれも予算の年間収支が変わりますので、そちらについてご説明させていただきます。

資料33ページの項番3をご覧ください。

まず、本院事業につきましては、今回の補正により補正前が5億6,598万5,000円の損失でございましたが、補正後は3億2,300万6,000円の純損失。そして、分院事業におきましては、既決予算で509万6,000円の損失であったところ、今回の補正により429万6,000円の純損失をそれぞれ見込むものでございます。

米印の部分を説明させていただきます。今回、年間収支におきましてはコロナ関係の補助金が主なものになっておりますが、下半期、上半期と同様にコロナ関係の補助金があったときを仮定した場合の収支をお示ししております。この出し方につきましては、令和4年度の上半期の補助金が令和3年度の上半期と比べてどの程度であったかという割合に基づきまして、下半期を試算した結果となります。その結果、本院では、年間を通して9,090万5,000円の損失。大佐和分院につきましては、249万6,000円の損失になるものというふうに試算しております。

続きまして、項番4、資本的収支不足額の補てんについてでございます。先ほどの枠囲いの中で2点目として触れたところでございますが、今回の変更の説明につきまして38ページからの資料、こちらを用意してございますが、こちらを要約させていただきますと、まず、企業団全体の補てん財源の残高、それ自体は問題はございませんが、これを本院、分院に分けた際の分院の補てん財源残高の内訳に、現状と合わない部分がございます、かねてより検証課題としていたるところでございました。

そこで、今回、一層の時間をかけて調査確認をいたしましたところ、その原因が判明いたしましたので、この調査結果に基づき適切な修正を行ったところでございます。そして、この分院の補てん財源の内訳修正の結果、大佐和分院の損益勘定留保資金が使用可能となったため、これを補てん財源として充てる予算の補正を行おうとするものが、先ほど、項番4でお示ししております資本的収支不足額の補てんの項でございます。

資料40ページになりますが、参考のところに表を掲げております大きな矢印を挟む上下の表がございますが、まず、表の上段、上の表が補正予算第1号、第2号、そして、令和3年度決算に生じた未処分利益剰余金の処分に、今回の分院事業に係る補てん財源残高の修正を加えて反映させたものでございます。

失礼いたしました。資料は33ページでございます。大変申し訳ございません。33ページの項番4をご覧ください。資本的収支不足額の補てんの項でございます。表が上と下で2つございますが、まず、大きな矢印を挟んで上の表が補正予算、今年度の補正予算第1号、第2号、そして令和3年度決算で生じた未処分利益剰余金の処分に、今回の分院事業に係る補てん財源残高の帳簿修正を加えて反映させたものでございます。

右から2列目の使用額につきましては、予算第4条で定めているもので、当初予算では分院事業の資本的収支不足額4,966万1,000円を、財政調整積立金から取り崩すこととしておりましたが、先ほどご説明申し上げたとおり、こちらにつきましては、修正後に使用可能となりました損益勘定留保資金を充てることといたしまして、財政調整積立金については、今後の施設整備や、その他の急な支出等に備えて、取り崩さないことといたしましたのが、この矢印の下の表にお示しします補正予算でござ

います。

使用額の列の財政調整積立金、金額表示の上から4行目になりますが、ここの金額が先ほどの上の表と比較して、こちらゼロになっておりますので、先ほど申し上げたとおり、財政調整積立金を取り崩さないこととしているのがお分かりいただけるかと思えます。なお、使用可能額、一番左の列でございますが、こちらは使用可能となりました分院の損益勘定留保資金に、先ほど項番3でお示しましたコロナ補助金による年間収支の損失が縮小していることを加味した額となっております。使用可能額が上の表で36億2,900万となっておりますのに対して、使用額が38億7,300万と金額が大きくなっておりますが、こちらは今回の補正予算第4号で、補助金が入ることによって損失が縮小した。これによって、増額になったものでございますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、資料は34ページをご覧ください。

項番5の債務負担行為でございます。令和5年度から本院及び学校で使用する都市ガスを入札で調達するに当たりまして、受注業者のガスの託送供給契約の締結に要する準備期間を設ける必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。項番5で掲げた表でお示しますとおり、期間は令和5年度、限度額は4億50万3,000円としてございます。

次の資料35ページから37ページまでは、ただいまご説明いたしました補正予算第4号の内容を表にしてまとめたものでございます。

補正予算第4号にかかる補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第10号 君津中央病院企業団病院事業会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により暫時休憩いたします。

(休憩)

<副議長>

それでは、議事を再開いたします。

ただいま、橋本礼子議長から、議長の辞職願が提出されました。地方自治法第106条第1項の規定により私が議長の職務を行いますので、ご了承願います。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程の追加をいたします。日程第4の次に日程第5 議長辞職の件といたします。

日程第5 議長辞職の件

日程第5、議長辞職の件を議題といたします。

事務局職員に辞職願を朗読させます。

<事務局>

辞職願を読み上げさせていただきます。

辞職願。

今般、一身上の都合により、君津中央病院企業団議会議長を辞職したいので、許可くださるようお願い出ます。

令和4年12月20日。

君津中央病院企業団議会議長、橋本礼子。

君津中央病院企業団議会副議長、福原敏夫様。

以上でございます。

<副議長>

お諮りいたします。

橋本礼子議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、橋本礼子議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

(5番 橋本礼子議員 入場)

ここで、橋本議員から、議長退任のご挨拶があります。どうぞ、よろしくお願ひします。

<5番 橋本礼子議員>

それでは、私から挨拶を一言させていただきます。議員の皆様方、また執行部の皆様におかれましては、1年間議会運営のスムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございます。

また、地域医療に関する視察に行かせていただきまして、大変貴重な経験をさせていただきました。心から感謝申し上げます。なかなか、コロナのこういう時期ですので、そういう機会もなかったのですが、大変いい研修となって、また地域医療に関していろいろなことを考えさせる機会をいただきました。

ありがとうございました。簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。

(拍手)

<副議長>

ただいま、議長が欠員となっております。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程の追加をいたします。日程第5の次に日程第6 議長の選挙といたします。

日程第6 議長の選挙

日程第6、議長の選挙を行います。

議長の選出の候補については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議長選挙につきまして先例をご説明申し上げます。議長は構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。選出は地方自治法第118条第2項による指名推選の方法を取ってまいりました。

推選の方法といたしましては、構成市の議会選出議員のうちから、各々1名の選考委員を立て、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し指名推選をするというものでございます。

先例につきましては、以上でございます。

<副議長>

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により指名推選の方法で選出することとし、差し支えございませんか。

お諮りいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。決まりましたら、じゃあ、発表順、木更津市よろしく申し上げます。

<2番 渡辺厚子議員>

渡辺です。

<副議長>

渡辺議員。

君津市。

<4番 高橋明議員>

高橋です。

<副議長>

高橋議員。

富津は山田議員でお願いします。

袖ヶ浦市。

<11番 根本駿輔議員>

根本です。

<副議長>

根本議員。よろしく願いいたします。

それでは、選考委員については、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時、休憩といたします。

(休憩)

<副議長>

再開します。選考委員会に選考結果の報告を求めます。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

選考委員会の結果、福原副議長にお願いしたいということになりました。

以上です。

<議長>

選考委員会の選考の結果、私、福原敏夫が議長に指名推選されました。

皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、私、福原敏夫が議長に決定をいたしました。

それでは、ただいま、選考委員会の結果、私にということで選考委員の結果は持ち回りということの報告もございましたけれども、決定を認めました。これから1年間、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思うと同時に、ぜひ、議員の皆さんのご協力をいただきながら、活発な議会運営をしていきたいと思っております。その結果について、また真摯に受け止めていただくことはいただき、皆さんからのご協力を特にお願ひし、就任のご挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願ひします。

(拍手)

これより、議事の進行を務めさせていただきます。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程の追加をいたします。日程第6の次に日程第7 副議長の選挙といたします。

日程第7 副議長の選挙

日程第7、副議長の選挙を行います。

副議長の選出方法につきまして、議長選挙の際は副議長を選考委員に加えましたが、副議長選挙は、副議長に替え、議長を加えることのほかは、議長選挙と同様に扱うこととし差し支えないか、お諮りをいたします。ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。よろしくお願ひいたします。

それでは、発表順、木更津市からどうぞ、お願ひします。

<2番 渡辺厚子議員>

渡辺です。

<議長>

はい。

<4番 高橋明議員>

君津、高橋です。

<議長>

はい。

富津市、山田さん、お願ひいたします。

袖ヶ浦市。

< 1 1 番 根本駿輔議員 >

根本です。

< 議長 >

選考委員には、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時、休憩といたします。

(休憩)

< 議長 >

再開をいたします。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

高橋委員、どうぞ。

< 4 番 高橋明議員 >

ただいま選考委員会のほうで決定した事項を発表させていただきます。副議長に袖ヶ浦の根本議員を推薦いたします。よろしくお願ひします。

< 議長 >

選考委員会の選考の結果、袖ヶ浦市、根本駿輔議員が副議長に指名推選されました。

ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、根本駿輔議員が副議長に就任されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

< 1 1 番 根本駿輔議員 >

改めまして、袖ヶ浦市の根本駿輔でございます。不慣れなところも多く、恐縮ではございますけれども、よろしくお願ひいたします。

(拍手)

< 議長 >

以上で全てを議了いたしました。

ただいま、企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

田中企業長。

< 企業長 >

それでは、定例会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただき、提案いたしました全ての議案につきまして原案どおり可決賜りまして誠にありがとうございました。

そして、橋本議員におかれましては、1年間にわたり議長をお務めいただき大変ありがとうございました。

また、新たに議長になられました福原議員並びに副議長になられました根本議員におかれましては、議会運営に際しまして、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多忙のことと存じますが、お体に十分ご留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますよう、お祈り申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、午後3時から議会議員全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

(午後2時47分散会)